

※18歳未満の者を客として立ち入らせる場合の記載例

別記様式第41号（第77条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称	ナイトクラブ 長崎
営業所の所在地	長崎県長崎市●●町●番●号 長崎ビル●階
営業時間	午前 5 時 0 0 分から 4 時 0 0 分まで <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 翌日の午前 午後 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 午後 午後 </div>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない ①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 18歳未満と思われる者に対しては、入店時、身分証等により年齢を確認する。 午後5時以降、保護者を同伴しない18歳未満の客は入店を断り、入店中の客は退店させる。 午前0時以降、18歳未満の客は入店を断り、入店中の客は退店させる。
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドアに <ul style="list-style-type: none"> ・午後5時以降の18歳未満のお客様のご入店は保護者の同伴が必要です。 ・ただし、午前0時以降の18歳未満のお客様のご入店は禁止されています。 の表示板を掲示する。
飲食物の提供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法 冷凍食品（ピラフ、焼きそば等）を加熱処理して販売する。 ピーナッツ等乾き物を皿に入れて提供する。
	提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、ウイスキー等をグラスに注ぎ、客の注文に応じてカウンター又は客のテーブルに運び提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 酒類提供時に身分証等の提示を求めて年齢を確認する。
遊興の内容	1 客にダンスをさせる。 2 生バンド、DJの演奏を聴かせる。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない ①の場合：当該兼業する営業の内容